

平成31年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札（総合評価落札方式）に関するQ&A（平成31年2月4日掲載）

NO	種別	質問内容	回答
151	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	<p>【仕様書第3の2(2)IT（ビデオ通話等）を活用して利用登録を行う場合】</p> <p>1. ITを活用し利用登録を行う場合の登録必須情報の申込書への記入はサボステスタッフが代筆可能なのでしょうか？また、例外的にとはどのようなことを想定しているのでしょうか？</p> <p>2. IT相談でも的確なアドバイスができれば就職にもつながる可能性は十分あるため就職等件数に認めて頂けると幸いです。</p>	<p>1 について、仕様上、利用するための申込用紙等の活用を必須とはしていないが、申込用紙等を利用する場合は、本人同意の上で、サボステスタッフが代筆で記入して差し支えない。ただし、個人情報の取り扱いに係る同意書については、代筆は認められない。また、例外的とは、仕様に記載しているとおり、居住地が遠隔地であり、交通の便が悪い等の事情がある場合を想定している。</p> <p>2 について、ITを活用した相談は仕様書第3の3(5)エに定めており、最終相談支援日として来所相談と同等と見なすこととしている。ただし、仕様書第3の2(2)イに定めるとおり、一度もサボステに来所しないまま就職した場合は実績としては認められない。</p>
152	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	<p>【仕様書第3の3(3)サボステ登録者情報等の管理】</p> <p>Dynamics365について、ライセンス料の支払い方法はどうか。振込の場合、振込手数料がかかると思うが、金融機関は決まっているのか。（振込先金融機関によって振込手数料が変わるため）</p>	<p>ライセンスについては、年度当初に中央センターが各サボステ分のライセンスを取得することとしており、各月の支払いについて中央センターが先払いで支払うこととなる。このため、各サボステにおける支払いについては、年度最終月に中央センターより当該年度分を請求し、振込にて中央センターにお支払いいただくことを予定している。（つまり振込は1回のみ）</p> <p>なお、振込先金融機関については、次年度の中央センター事業受託事業者によることですが、振込手数料は発生することとなる。</p>
153	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	<p>【仕様書第3の3(3)サボステ登録者情報等の管理】</p> <p>現行のSNACKSで管理しているデータは新システムには引き継がれるのか。また、SNACKSはいつまで使えるのか（いつ切り替わるのか）。</p>	<p>現行のSNACKSデータは新システムに移行されます。3月下旬に各サボステより中央センターにデータ移行していただくことを予定している。また、現行のSNACKSはデータの移行が完全に終了する3月末日までの使用を予定している。なお、データ移行を3月下旬に実施するため、3月4週目までの対応・支援状況を3月25日までに入力していただくことを予定している。</p>
154	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	<p>【仕様書 別表2】</p> <p>若者就労支援システムの入力必須項目である性別について、選択肢が男女しかないが、トランスジェンダー等、性別を区別することが難しい支援対象者の入力はどうにすればよいか</p>	<p>若者就労支援システムでは、SNACKSシステム同様、性別は入力必須項目となっており、男性・女性の別を選択いただく仕様になっている。当該選択項目の変更については、システム改修が必要になるので、システム稼働後の運用状況を踏まえ、今後検討を行ってきたい。</p> <p>トランスジェンダー等性別を区別することが難しい支援対象者の性別入力については、受託事業者に負担をおかけするが、その他特記事項欄に当該事象を入力いただいた上、性別の入力をお願いしたい。</p>
155	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	<p>【仕様書 別表2】</p> <p>平成31年度の仕様書には「仮登録」の部分が削除されているが、若者就労支援システムでは仮登録ができるような仕様となっている。「仮登録」は出来ないでよろしいか。</p>	<p>「仮登録」については、事業運営上廃止となっている。</p> <p>なお、上記の仮登録とは別の機能として、インタビュー面談時に本登録前の整理番号を発行の上、面談者を管理するためにシステムに入力をしていただく項目として設定している。（仮登録という表現が誤解を招いているためボタンの名称は変更する予定）</p>
156	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	<p>【仕様書第3の3(5)留意事項 エ】</p> <p>最終相談支援日とは、最後にサボステに来所して相談支援を受けた日と定義されていますが、実践的支援メニュー（ア）キャリアコンサルティングプログラム及び（イ）就職支援セミナーを受講した日（サボステ以外の実施場所を含む）が最後になり支援が中断した場合、この受講日を最終相談支援日とみなすことはできませんか。</p>	<p>最終相談支援日には、「相談を受けた日」以外にも、「実践的支援メニュー（ア）キャリアコンサルティングプログラム」及び（イ）就職支援セミナーを受講した日（サボステ以外の実施場所を含む）」も含める予定である。</p> <p>具体的に若者就労支援システムで最終相談日として認められる項目としては、①相談（来所）、②相談（訪問）、③相談（ビデオ通話等）、④セミナー、⑤職場体験、⑥集中訓練プログラム、⑦職業訓練、⑧STEPUPとする予定。</p>

NO	種別	質問内容	回答
157	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の4(5)傷害・賠償責任保険への加入】 今年度と同様に開始月の月末迄にしてください。	単年度の契約であるため、来年度の保険会社が決まっていないことから、保険関係書類の提出期限については、早めの期限を設定している。来年度契約する保険会社との調整次第では、今年度同様に仕様より緩やかな期限となりうるもの。
158	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2(2)】 「エ 通信運搬費(リ) 留意事項c」 事業実施に必要な設備、機器・器具及び備品については、原則として第1の3の事業実施期間内（契約期間の範囲内）の賃貸借契約（リース契約、レンタル契約）により調達すること。 「キ その他(ア)基盤的支援メニューに属する経費e」 本事業の実施に必要な設備、機器・器具及び備品に係る減価償却費（帳簿等に基づき、計算根拠を明らかにしている場合に限る。）であって、次の方法により算出するもの。 の両者は若干矛盾する感じであるが減価償却費で購入できる設備、機器・器具及び備品とは何を想定しているか？またパソコン等はこの減価償却費購入対象費目となるのか？	仕様書第5の2(2)オ 借料及び損料(リ)留意事項eで定めたとおり、賃貸借契約による調達が不可能であり、受託者の所有に属するものに対応できないものに限り、購入することができるが、あくまでも受託者の所有に属するものとして購入した上で、キ その他(ア)基盤的支援メニューに属する経費eの方法による費用を計上することを認めたもの。パソコン等のOA機器は通常リース契約等により調達することが可能であると考えられるため、減価償却費購入対象とはならないと考えられる。 サポステ事業を実施するに当たって減価償却費で購入できる具体的な設備、機器・器具及び備品は想定していないが、個別のプログラム等を実施するに当たって必要な設備、機器・器具及び備品であって、賃貸借契約による調達が困難なものであれば認められ得るが、個別具体的に判断する必要があるため、仕様書第5の1(1)のとおり、事前に委託者に協議されたい。
159	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2(2)ウ 印刷製本費】 サポステと他の支援事業（障害者就労支援）を受託団体に併設しているため、総合パンフレットを作成したいと考えているが、その場合の広報掲載部分が2分の1ずつの場合は経費を2分の1ずつ按分して作成することは可能でしょうか？	サポステ以外の事業と併せてパンフレットを作成する場合はその分量等により按分することとなる。ご質問のとおり、広報掲載部分が2分の1ずつであれば、経費を2分の1ずつで按分することとなる。